



## 申告書は自分で書いて、早めにご提出を！ 所得税は税務署で、市・都民税は市役所で

窓口での受付期間は2月16日(月)～3月15日(月)

「税」は、皆さんが安心して暮らせるよう、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も、所得税と市・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは2月16日(月)～3月15日(月)に、所得税の確定申告は税務署で、市・都民税の申告は市役所で行います。申告は郵送でもお受けしますので、「ご利用ください。」

### 所得税

申告と相談は  
東村山税務署へ  
〒189-8555  
東村山市本町1-20-22  
☎042・394・6811(代)

所得税の確定申告が必要な方

(1) 事業を営んでいる方  
不動産所得などがある方、土地・建物等やゴルフ会員権お

よび株式等を譲渡した方などで、15年中的各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかると住宅借入金等特別控除額および定率減税額の合計額より多い方

(2) 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方  
給与の年収が2000万円を超える方、給与を2カ所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、同族会社の役員等で、その法人から貸付金の利子や不動産の賃料などの支払いを受けている方

所得税の源泉徴収が行われない家事従事者、在日外国公館に勤務する方および国外で支払いを受ける給与等のある方など

サラリーマンで還付申告をされる方へ

還付申告は、2月15日以前でも受け付けています。

給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの適用を受けることができる方、ま

### 確定申告の無料相談 (税理士会)

会場	日程	受付時間
市役所 7階701会議室	2月6日(金)と 2月16日(月)から 2月20日(金)まで	午前9時半～11時半 午後1時半～3時半

簡易な申告書(譲渡、相続、贈与を除く)の作成指導と相談。筆記用具、計算機等をご持参ください

### 所得税と市・都民税 申告の際のご注意

申告書をすべて記載でき、申告を郵送する方で「控え」が必要な場合は、「控え」をボールペンか万年筆で記載の上、切手をはった返信用の封筒を同封してください。

税務署や市役所では、申告書の書き方が分からない方や疑問等がある方に対して、「申告書作成会場」を設けて書き方のアドバイスをしています(所得税の確定申告書について、市役所では簡易なもののみ)お気軽にご利用ください。ご来場の際は、あらかじめ申告書の住所・氏名、扶養控除欄等分かるところは記載し、筆記具・計算機をご持参ください。税務署と市役所は土曜・日曜日はお休みです。ただし、2月22日(日)と29日(日)は、東村山税務署で確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。

還付申告は、広域還付申告センターでも還付申告は次の「広域還付申告センター」でも

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

### 市・都民税

申告と相談は  
市役所課税課  
市民税係(市役所2階)へ  
(内線2333～2337)

市・都民税の申告が必要な方

(1) 16年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

(2) 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方  
勤務先から市役所へ給与を支払報告書の提出がない方、給与を2カ所以上から受けている方、15年中に退職し、16年1月1日現在就職していない方、給与のほかに地代、家賃

の指示に従って確認) 贈与税・消費税

贈与税の申告が必要な方は15年中に、個人から現金、預貯金、株式、不動産等の財産の贈与を受けた方で年間110万円を超える方です。

「配偶者控除の特例」住宅取得資金の贈与の特例」の適用を受ける方は納税額がない

場合でも申告が必要です。

贈与税の申告と納税は2月2日(月)から3月15日(月)まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は3月31日(水)までです。いずれも申告は税務署へ。

納税は便利な口座振替で  
申告所得税や個人事業者の消費税の納税には、口座振替

原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要はありませんが、市・都民税では申告をする必要があります)

(3) 16年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

前年中に収入のなかった方も申告を  
前年(15年)中に、病気・失業・学生等の理由で収入の

なかつた方も、申告書裏面の「収入のなかつた方へ」にその旨を記入し提出してください(同居の方の扶養になつている場合は除く)。

申告書の提出することにより、非課税証明書発行などの資料になります。

申告の必要がない方  
(1) 前記の「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当する方でも、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

(3) 給与所得者の妻などで、同居の方の扶養になつている方  
(4) 15年11月中から継続して、生活保護を受けている方

市・都民税の申告書が届かない方へ  
申告書は、申告する必要が

あると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない場合は、課税課市民税係までご連絡ください。申告書は各出張所にも用意してあります。

市・都民税の申告会場  
会場 日程 受付時間

会場	日程	受付時間
市役所 2階204・205会議室	2月16日(月)から 3月15日(月)まで	午前8時半～11時半、 午後1時～5時
西部地域センター 3階第2・第3講習室	2月9日(月) 2月10日(火)	午前9時半～11時半、 午後1時～4時
南部地域センター 2階講習室	2月12日(木)	
東久留米団地 第2・第3集会所	2月13日(金)	

(注)各会場とも、土曜・日曜日はお休みです。また、車での来場はご遠慮ください

### お願い

上表の「市・都民税の申告会場」でお受けることができる確定申告は、次のものに限り、提出のみの方(内容が記入されていない)でお預かりするだけのもの  
(1) 簡易な申告の方(給与や公的年金のみの収入の方、前記に該当し、医療費控除や寄付金控除のある方)  
市役所で受け付ける市・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付に

が便利です。この制度を利用しますと、金融機関の預貯金口座(郵便貯金も利用可)から振り替えて納税することができます。手数料がかからず、つかり納期を忘れることもなくなり大変便利です。

新たに口座振替を希望される場合は、預貯金先の金融機関

等または税務署に、預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

「にせ税理士」に注意を  
納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・税務相談等は、税理士の登録を行っていない人はできないことになつていきますので、正規の税理士に依頼しましょう。

申告に必要なもの  
申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・生命保険料・損害保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書 国民健康保険税・国民年金で前年中に支払った領収書 障害者の方は障害者手帳または証明書 印鑑

市・都民税の申告書が届かない方へ  
申告書は、申告する必要が

あると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない場合は、課税課市民税係までご連絡ください。申告書は各出張所にも用意してあります。

市・都民税の申告書が届かない方へ  
申告書は、申告する必要が

あると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない場合は、課税課市民税係までご連絡ください。申告書は各出張所にも用意してあります。

市・都民税の申告書が届かない方へ  
申告書は、申告する必要が

あると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない場合は、課税課市民税係までご連絡ください。申告書は各出張所にも用意してあります。

市・都民税の申告書が届かない方へ  
申告書は、申告する必要が

あると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない場合は、課税課市民税係までご連絡ください。申告書は各出張所にも用意してあります。

市・都民税の申告書が届かない方へ  
申告書は、申告する必要が

あると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない場合は、課税課市民税係までご連絡ください。申告書は各出張所にも用意してあります。